

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成23年 3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月9日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月9日 午後3時02分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 12人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 1人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出欠
	町 長	柴 田 好 輝	出欠	会計課長	原 繁 幸	出欠
	副町長	本 松 吉 憲	出欠	建設課長	岡 松 要 一	出欠
	教育長	山 本 喜久男	出欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出欠
	総務課長	阿 部 哲	出欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出欠	教育課長	平 瀬 研 一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

- 日程第24 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第29 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第31 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第4号）

平成23年3月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

2つの委員会を追加という形になっていますが、それぞれのメンバーと具体的にどのような内容を検討、話をされるのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

鞍手町の小中学校の統合整備計画の策定でございますが、これは組織としては教育委員を2名、区長会等の各種団体代表2名、PTA代表を4名、学校関係者4名、行政2名、学識経験者2名という考えをしています。

中身は小学校、中学校の適正配置、整備等についての検討、学校教育の充実に向けた小中学校統合整備計画を策定するため、鞍手町の小中学校の統合整備計画の策定委員会の設置をすることを考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

鞍手町立病院の検討委員会の設置の目的でございますが、鞍手町立病院事業及び鞍手町介護老人施設事業の経営形態をはじめとした、町立病院の在り方について専門的な見知からの検討を行うために、外部検討委員会を立ち上げるようにいたしています。

メンバーとしては、医療や病院経営に関して精通している者を3名から4名、その他町内の住民代表として3名で、計7名を考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

学校の関係ですが、全ての小中学校の耐震化ということで整備もされて来ていますが、老朽化が激しく、整備にどういう適正配置がいいのかということも決めるのも勿論でしょうが、学校自体をどうするのかということも含めて、建て替えとか、新たに建てるということも含めた検討を行うのかどうなのかというのを教えてください。

病院についてですが、経営形態の在り方ということですが、具体的にはどのようにして行こうと考えているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご質問の、今後小中学校再編に当たって施設等をどうして行くのかということでございます。これは検討委員会の中で、どういった編成であるのかがまず第1段階の基本になると思います。それに対して建物、言われますようにかなり老朽化して、耐用年数等も当然ございます。

こういった物を建て替えるのかどうか、どの場所に建てるのか、これも当然入りますし、当然統合ということになれば通学路、距離等のいろいろな問題が絡んできます。その辺も含めて全体的に検討して頂くということになるかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

病院を今後どのように考えているかということでございます。来年度直方駅前に筑豊病院が新たに移転開設するというので、152床だったと思いますが、急性期病棟が出て来るということで、病院経営にとっては非常に驚異を感じています。

そのために現在、うちの病院は地方公営企業法の一部適用しているのですが、鞍手町から病院を無くさないために、地方独立行政法人の非公務員型か指定管理者民間譲渡、地方公営企業法の全部適用という、いろいろな手段がありますが、これについては検討委員会の結論を待って、その答申を持って計画したいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

病院の関係ですが、民間に移譲するというのも含めて、全体的に考えるということですか。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

一応経営形態については、先程述べましたように民間譲渡、指定管理者等もございますが、現実的に考えますと民間譲渡はあり得ません。

一応検討委員会に、こういう方法がありますということで、全部で5つの経営形態がありますということの提案はいたしますが、鞍手町としましては病院をこのまま残すということで、地方公営企業法の適用か、地方独立行政法人の非公務員型を考えています。

民間譲渡しますと、ここから病院のベッド数だけ持って医療圏の中に、直方市等へ行く可

能性がございますので、それだけはしないように考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

行財政改革プランに基づいて定数条例を改正するということですが、もう3月で4月から改正しようということですが、急な話ということにもなると思います。引き継ぎの面等はどうか。

私としては、例えば経過措置を取るということも必要ではないかと思っています。業務整理をどのようにするのかと、一番大事なことは住民サービスが低下するというのに繋がりはないかということが懸念されますが、その点について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

通常の人事異動等については、3月の早い時期に、議会が終わった後早急に内示をいたしまして、事務の移行がスムーズに出来るような時間的な余裕は取っています。そういう中で業務量の多いところについては、事務の引き継ぎを少しは伸ばすというような体制で、住民サービスが低下しないような体制は以前も取っていましたが、今後も取って行くということになるかと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

星 議員。

○4番 星 正彦君

この議案第6号についてですが、既に報酬審議会の答申を読ませて頂きました。報酬審議会の答申というのは尊重しなければならないと思っておりますが、同時に議員としてしっかり自覚もしなければならないというふうに考えています。

この答申の付議の中で、議員報酬の日当制についての意見が多く出されたということが記述されています。従って1つは、諮問した中で議員の日当制の問題について事務局の方から言及されたのかということが1つと、日当制についてはいろいろな議論あるところだと思いますが、多く意見が出されたということで記述されていますので、どのような内容の議論があったのか、差し支えなければ参考までに聞かせて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

私の方からお答えさせていただきます。

町長は日当制について諮問していません。報酬審議会で審議して頂いている中で、議員報酬は他の自治体においても日当制を敷かれて採用されているところがあるということで、それについて、日当制でも良いのではないかというような発言がございましたが、いろいろな委員さんからご発言がありました。

ただ事務局といたしましては、その日当制については諮問された内容でございませぬので、そういったことは私の方としては対象にならないということを申し上げました。この答申書に書く中で、そういうところをどうするかということも審議されたわけですが、これは、これから先の課題として議員さん方に受け取って頂きたいというような形で、この答申書の中に盛り込まれているということを私の方は感じております。以上です。

○議長 日高 直幸君

星 議員。

○4番 星 正彦君

この日当制の問題については、いろいろ議論があることも私も承知いたしております。ただ

いろいろな自治体で、これが支流になってはいないのですが議論があります。実際に日当制でやっているところもあります。

従って全国的にそういうところがあるからといって安易に日当制にしてはどうだと。どういう内容で日当制なのかということについての議論はその中でありましたか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

詳しいところまで突っ込んだ委員さんの発言はございませんでした。事務局の方といたしましては、日当制という形を決めるというのは、報酬審議会で決めるべきものでもないし、議員さん方が決められた方が私はいいのではないかというようなことで、了解を頂いたところでございますが、この答申書の中ではこういったことも記述して頂きたいということで、こういったことになったわけでございます。

他の団体においてもまだ少数でございます。これは十分時間を掛けて協議することがらでもありましようし、日当制ということが議員さん方の生活給、今の報酬というのは生活給でもありましようし、そういうことで日当制にして議員としての活動も成り立つのかというようなところもございませぬので、そういったところも私の方から発言させて頂き、これは早急な解決の方法にはならないが、他の自治体の動向を見ながら今後検討する課題かということで、委員会の中では了承頂いたところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

この議員報酬の改定に当たって、来年度議員の共済会の負担金が増えるので、そのために議員の報酬を他の特別職等と比べて、大きく減額するというような話を聞いたのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

報酬審議会の中では、議員報酬を決めるということだけでございまして、議員の年金の掛金が云々という話は全くございませんでした。

そういった話の中で、それは議員年金が廃止される。その掛金が23年度からは一括して支払わなければならないというような状況になっています。この報酬審議会の答申で報酬を決めさせて頂きたいのですが、これだけで申しますと270万円ぐらいの議員年金の掛金が減額になるというふうな計算結果が出ています。

常勤の特別職については2%、他の非常勤についても2%という減額の答申が出されていますが、議員さん方は5%という答申でございませぬ。これについては町長、副町長、教育長

においては10%、7%、5%という形で、町長の任期までが特例で減額されている状況にあると。その中で議員さん方も某かのという気持ちもございまして、3%ぐらいでどうだろうかと合わせまして、常勤特別職が2%削減ということであれば2%と3%、5%というような、最終的な減額率というふうになったところでございます。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今回5%引き下げということですが、執行部の方として議会独自で行財政改革に取り組んでいるということをご存じであろうと思いますが、8年前に定数20から17に減らして、4年前に17から13に減らしている。8年間で7人の定数を減らして来たわけです。

1人500万円としても3500万円です。後は個人の問題でもありましようが、議会独自でこの間費用弁償を、町内の分については止めようということも独自で決めました。政務調査費についても、これは2年間という期限付きですが、これも半額にしようということで、議会独自で行財政改革にも取り組んで来ているわけです。

そこを審議会の方々は十分理解しているのか、そういう議会独自で行財政改革に取り組んでいるということ踏まえた上での諮問なのかというのを教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

まず特別職報酬審議会の委員さん方の認識でございますが、これは議会だよりに特別職報酬審議会の意見を尊重すると。議員の報酬については、現状ではこの金額が概ね妥当というような結論が出ていますが、報酬の決定については報酬審議会の諮問の内容を真摯に受け止めるというような記述があったということで、委員さん方はそういった認識を持っておられます。

私の方も費用弁償は日当が議員の執務をされたときには出ないと、政務調査費についても、2年間は半額になるということも十分申し上げまして、私の方の説明で審議を頂いたところでございます。

その中でもやはりこういった内容の答申が出されたということでございますし、一つ答申の中にもあるかと思いますが、政務調査費について、ここの附記のところにも、先程星議員が指摘されました下の方に、今後町民が納得出来る方向性を見いだせるように望むものであれば、廃止を含むというような厳しい附記といいますか、そういったものも付いています。

これは事務局が決してこのように作ったわけではございません。委員さん達がこういった文言をいれるというようなご指摘もございましたので、こういった形になったわけではございません。そういった感覚を持って居られるのかなというふうに感じています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

先程言いました定数の問題、費用弁償の問題、政務調査費の問題と合わせて、これは全職員一緒ですが、人事院勧告で年間の報酬はずっと引き下げられて来たわけです。この間資料を出して頂いた職員でも10年ぐらい前で、年間80万円ぐらいの引き下げということです。議員も同じように引き下げになって来ているわけです。月額報酬だけを見ると変わっていないということもあるかも知れませんが、そういうことも是非勘案して頂きたい。

一番大事なことは、議員の報酬を引き下げるとか、先程の日当制の問題だとかというのはあるかも知れませんが、議会を無くしてしまおうという論理にも繋がってくると思います。全国的にそういう流れも若干ではあるがあります。このままではお金も時間もある人しか議員になれないという形になって来るのです。そうなれば議会の活性化だとか、議員はいらないという形に流れが行ってしまうということも是非今後考えて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今回報酬審議会が開かれて、私が事務局として入っていろいろお話をしたわけでございます。今回はこういった削減ということになったわけでございます。この2%の常勤特別職の削減は人事院勧告の率がベースになっています。

本当に議員の報酬というのがどう位置づけにあるのか、政務調査費は別して、私もその中で発言させて頂きましたが、議員さんが有効に議員活動が出来るという報酬というのは、これが正しいのかどうかははっきり分からないと。まずもう少し議論して政務調査費は省いても報酬を引き上げて、議員さん方の活動が活発に出来るような体制ということもあるのではないかというふうな発言もさせて頂いたところでございます。

この議会制民主主義の中では、行政と議会とが対等の位置づけにあるということも十分認識して頂きながら、今後の議員さん方の報酬についても議論は十分していただかなければならないことかなと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の13頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について13頁から15頁までの質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について16頁から22頁までの質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について23頁から28頁までの質疑はありませんか。

星 議員。

○4番 星 正彦君

23頁、農業振興費の負担金補助及び交付金437万9千円減額になっていますが、その中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

437万9千円の減額の理由でございますが、1つは活力ある高収入型園芸産地育成事業補助金の減額と、次の頁の水田農業担い手機械導入支援事業補助金でございます。

活力ある高収入型園芸産地育成事業については、当初ブロッコリーの部会で保冷庫を買う予定にしていたのですが、この事業が廃止になりましたので改めまして4月に事業の要望を取りましたら、ハウスを建てるということで1件要望が出て来ましたので、その分減額になっています。

水田農業担い手機械導入支援事業については、見積もりを取った時点の金額から、事業を実施した時の金額が減額になりましたので減額しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について28頁から33頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

4頁から12頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

10頁の財産収入です。土地売払収入追加3451万9千円の中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

この土地売払収入の3451万9千円ですが、インター関連でインターのループ内の高濃度緑地について、県の方から調整池を作りたいということで、買収したいという要望がありました。それで県の方へ売り渡しということで、これが3438万3312円あります。

それと八尋の方で個人の自宅地内の里道の払い下げというか、売却がありました。それが13万6720円ということで、合計でこの金額になっています。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今後、町有地を総合計画の後期の中身でも町有地の処分を含めてですが、整備して行こうという話も出ていたと思います。

これが主にインターの中の緑地ということですが、いろいろ町有地がありますが、それを今後どのように具体的、例えばいりませんかではないのですが、そういったことをやって行くのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

只今のインター関連については、地元と協議の上、一旦町が購入して緑地ということにしています。ただ県の方がインター整備の中で、いわゆる水問題を懸念されるということで、県の方から買い取りたいということで、一旦町が買ったものを売却という形になったわけでございます。

他の土地については、高架橋の関係でも申し上げましたように、売却化の資産の取り纏めの集約は出来ています。これについては今後広告といいますか、売却して行く方向で、公募の形でやって行きたいと思っています。

手法については、これまで土地、基本的には隣接の方を優先して譲渡いたしていましたが、隣接の方で譲渡希望がない時は公募ということで、こういう土地は公共施設として活用しないものは売却して行くという姿勢で行きますので、これについては、来年度はそういった体

制で臨んでいきたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

提案説明で貸付金の繰上償還を、今まで一般会計の収入にしていたが、それを起債の償還に充てるということですが、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

このことについては、平成17年、19年に3件ほど繰上償還があっています。その折に当時の担当が県の方に処理をどのようにしたらいいのかと県の指導を仰ぎましたが、その時に償還額が決まっていますので、償還額の決まった分について、回収分から足りない分については町が繰出しているということから、町の収入に繰上償還額を入れておいたということでございます。それが昨年、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構の監査がありました。

その時に繰上償還は元金の償還に充てるべきだという指摘を受けましたので、今回その分は今まで町の収入になっていた分を、今度は繰上償還として元金のほうに充てるということでございます。

来年度については、償還額が繰上償還した結果、来年度は少しの金額で、簡保に支払う分については来年度で終了するというところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

以前は県に相談して繰上償還をどうするかということで、指導を仰いでやったけれどもということですが、県とはそういう摺り合わせというか、今度郵便独立行政法人の方から監査を受けて指導があったということで、県との調整についてはどのようになっていますか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

県との確認はしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第17号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について31頁から47頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について47頁から70頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について70頁から76頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について76頁から85頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について85頁から104頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

岡崎議員。

#### ○6番 岡崎 邦博君

先程の22年度でもありましたが、不動産の売却の関係で27頁、16款 財産収入についてお尋ねします。

ここは頭出しということになっていますが、先程の説明で売却可能資産については、公表して公募するというようなご説明でしたが、具体的には何時頃から、どれくらいの、例えば町有地について公募するとかというような計画はございますか。

#### ○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現段階で売却可能資産の取り纏めをいたしています。これについては全て不動産鑑定を取っていません。若干予算を付けさせてもらっていますが、売却出来る資料づくりに取り組んで行きたいと。可能な段階で公募という形に持って行きたいと思っています。

現時点では具体的に日程等は決めていませんが、まず前段の処理をやって行きたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

売却可能資産として公募するのはいいことですが、町有地の中でも大きさがいろいろあります。一番大きいところは宮本学園の跡地から、小さいところは数十平方メートルとか、百平方メートル未満の所もあるだろうと思います。

大体どういう規模のところを売却可能としてするのか、また逆に町有地の中でも、町として行政財産として利用するような可能性のある土地もあると思います。その辺は総合計画の中でも意見を言わせてもらいましたが、そこは取捨選択といいますか、売って処分するものと、残して利用するもの、そういった仕分けすることが大事だと思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、公共施設の財産というのは、里道水路から行政財産、普通財産がございます。基本的にはまず普通財産から処分して行くと。当然行政財産として将来可能性のある、例えば道路の拡幅等が予定される可能性がある部分については、売却資産として現在上げていません。あくまでも住宅地、一段の土地である程度纏まって売却可能であるという部分の取捨選択はいたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

新たに土地を纏めて買おうということは、今の状況では無理です。ですから生かせるものは生かして行くということも必要だろうと思います。

特に纏まった町有地については、そこを例えば開発するなり、利用することによって付加価値を付ければ、その周辺の地価が上がるということで、今度は民間が売買することによって周辺が活気づくというか、開発が進むということもありますので、闇雲に何でもかんでも売ってしまうというのではなく、利用すべき物をしっかり利用して行くことも町としての重要な施策だろうと思いますので、その辺を考えながら、売却することはやぶさかではありませ

んが、慎重に対応して行って頂きたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われますように、土地があるから売るということでなく先程申し上げましたようにある程度纏まった土地、これが町としての施策として住宅団地或いは企業誘致の土地として売却可能資産という形を取っています。

逆に小さな土地というのは、個人向け住宅等に活用出来るのではないかと。こういうものは個人向けの公募という形でその辺は色分けして進めて行きたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

34頁、町長の交際費についてお尋ねいたします。

当初予算で100万円付いています。町長にインターの関係で積極的に町の発展の要として開発等を充実させていくということを一一般質問でしたかったのですが、今度の基本計画書もそれと全く同じようなことが書いています。

交際費の内容は分かりませんが、100万円程度で活動が出来るのかなと私は思っています。今回は特別にインターも出来上がって、さあ今からという時に、前と同じような100万円を付けて活動が出来るのか。それとも交際費は適当に50万とか100万とかの程度で行かれているのかどうか。インターが出来てあれを町に発展の要として今から行こうというのに、例年変わらないような交際費を付けて十分であるのか、その辺を検討されて予算計上されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

23年度の町長交際費については例年の実績に基づいてさせて頂いています。以前は200万、180万、そして去年、今年100万という形でございます。

議員ご指摘のように交際費を使っているいろいろな活動すべきではないかという質問であろうかと思いますが、交際費の使途については、交際費の基準を設けまして、こういう場合にはこの位の支出をするという取り組みはございます。それを超えての支出というのは難しいし、議会の方におかれましても基準を作って公表もされています。私の方も毎月ホームページの方に交際費の実情も公表しながら事務を進めさせてもらっています。

いろいろな活動をする中で、交際費というのは透明性があるのかとも考えますと、その辺

はどうかと。必要であればいろいろな事情の中で予算組みをして活動の場にあっている方がいいのではというふうに思っていますが、今後町の交際費についても議論という形が必要であればさせて頂くというふうに考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

先程条例の改正等で行財政改革に基づいて今度の当初予算も組まれたと思います。そのプランに基づいてどのくらい削減、緊縮財政といいますか、どのようになっているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今回旅費の改正については、21年度ベースで試算いたしますと200万程度の減額になる。5年間の実績として1千万程度の費用を捻出するというような取り組みでさせてもらっています。

今回報酬の改定で、全体で680万程度の減額を予定しています。町長、議会議員、非常勤特別職の方達の減額で680万といった削減を期待しています。

先程申しましたように、職員については今回5名ほど全体的に削減するようにしていますので、3千万円程度の削減効果があるかと思っています。

先程申しました出張旅費の見直しについては、今200万と言いましたが、試算いたしますと1年間で219万3千円でございます。この5年間で1096万5千円を予定しています。そういう減額の削減効果を見込んでいます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

人件費だけでなく補助金のカットだとか、減額等を含めて行財政改革で支出を減らしたということでしょうか、この間の一般質問で言いましたように、削ってはならないところは削ってはならないと思います。全部補助金も削ればサービスの低下に繋がりますとは言えないと思いますので、どうしてもサービスの低下に繋がると思います。

人件費も削減すれば購買力も低下して、益々冷え込んで行くということです。行財政改革というのは全てマイナス、引き下げ、切り捨てということだけでなく、今日は町長が居ませんが、以前も町長が攻めの姿勢で行財政改革をやるということも言われていたのです。そういう意味からいえば、企業誘致もなかなか難しいところですから、私は以前から一般質問でも取り上げています住宅リフォーム助成制度とかということで、何とか町内のお金を巡回させるということも是非考えて頂きたい。

情報によりますと、地域内でもそういうことをやろうかという動きもあるようです。是非

鞍手町が先陣をきってやって欲しかったのですが、そこは難しいのです。やはり町内の経済を活性化して、町民も潤う、そして町の財政も潤うというような行財政改革に取り組んで頂きたいと思います。町長がいませんから答えにくいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われますように、行財政改革ということで前回の分は削減目標を立てて、財政シミュレーションまで立てています。今回は削減だけではないという分も当然入って来ています。全体の効果額を出していない案件もございます。そういった下で例えば防災面でも今年度調査費をつけさせてもらって、安心安全な部分の投資も計上いたしています。

ただ人件費というのがどうしても一番効果的に見える中で、職員も今月中に職員研修をして、町の状況、それから今後取り組むべき総合計画の中身といったものを職員が熟知してもらって進めて行くといった体制を作って行きたいと。そういう中で本当に減額だけでない、前向きに取り組むべきものは取り組んで行きたいという考えはございます。その辺はご理解を頂きたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

35頁の文書広報費の中で、これは駐在員とか連絡員が昨年よりカットされているのです。そういう時に条例ではないから、事前にこのことを区長さん、連絡員に来年度はこのようにカットするということを話されているのかどうか。大したことのない金額を減額して、町が決めたからこの通りだというのはいかがなものかなと思います。その辺の根拠を説明して頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

駐在員さん、連絡員さんはどうかということでございます。削減の率としてはあまり大きいものではございません。全体で駐在員さん達が18万9千円程度です。連絡員さん、組長さん達が30万程度という削減でございます。

私の方の報酬審議会の中に、区長会の会長さんも入っていましたので、そういったところも十分ご説明して、こういった答申でございますので、区長さんの方には私の方から申し上げますが、この他にもいろいろな各種委員さんがございます。消防団というのも大きな組織でございますので、来週そういった幹部会をするようにしていますので、その中で削減になるという形のものも報告するようにしています。

区長さん方についても新年度に区長会の総会がございまして、その折にはそういうこと

も申し上げます。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

条例で出て来るものはしっかり分かりますが、規則で定められているものは、気持ちは全然分からないのです。額としてもこのようなものを扱わなければいけないのかという、そういう要素はあるでしょうが、区長とかその辺を毎年落として行くということになると志気の問題にもなると思います。幾らが正しいのかということになるろうかと思えます。

何でもかんでもカットでなく、連絡員さんとかの仕事量は昔より多いのではという感がするわけです。そんなに額的に大きくなかったら扱う必要がないのではという気持ちでいます。総務課長さんはそのことを説明して、理解してもらえばいいかなと思います。その辺も十分配慮して欲しいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員のおっしゃることはよく分かります。これは町の財政が厳しいという中で、議員さんをはじめ町長、副町長、特別職も減額になると。他の委員さん達も減額になるというところで、区長さん達も、俺たちは下げるなというような声は出ないかとは理解しています。

その中でみんなが心を1つにして、鞍手町のために少しでも汗を流そうということさせて頂ければ理解をして頂けるのではと思っています。そこの所のご理解の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今駐在員の事務費の問題が出ていますが、駐在員というのは、そもそも身分はどのようになっているのですか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

駐在員の身分としては、一応鞍手町の方で委嘱をしています。非常勤特別職としての身分という形でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

私は選管に聞いたことがあるのですが、駐在員は非常勤の公務員であるという回答でした。私もそうだろうと思います。公務員なら公職選挙法で選挙活動等は禁止されている筈ですが、

公然と前回の町長選挙でも、今回の町議選でも。

○議長 日高 直幸君

香原議員、質疑に関係ないので質問を変えて下さい。これは質疑に関係ありませんので、質疑の関係についてのみ発言して下さい。

○3番 香原 暹君

いま予算を増やすべきだとか、仕事が増えているからと言っていますが、その仕事の中にそういった活動が入るのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

そのご質問でございますが、それは入ることがおかしいとは思っています。

○議長 日高 直幸君

原 議員。

○2番 原 哲也君

67頁の予防費、13節の委託料がございます。これは子宮頸ガン予防ワクチン等の予防費と思いますが、先日新聞でワクチンが不足しているということでございましたが、当町の方ではそういうものを確保されていますか。対象者は何名ぐらいおられますか。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

質問に対してお答えいたします。

この予防費ですが、通常の定期の予防接種、3種混合、2種混合、MR、日本脳炎等が定期の予防接種ということです。子宮頸ガンの分ですが、この分も一応予防費の中に組んでいまして、予定人数は子宮頸ガンの方で517人予定しています。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長、ワクチンが不足しているのかという質問だと思います。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

ワクチンに関しては、現在打っている方の分だけを予約を取って確保している。それ以外の新規に関しては、業者に発注をかけますが、なかなか入りづらいという状況であります。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

町立病院は子宮頸ガンの予防接種を行っています。先週薬品の卸屋からワクチンが非常に不足しているということで、当分の間供給が出来ませんということが入っています。

今高校1年生ですが、もうすぐ2年生になりますが、それについて国がいているのが2年生になってもそういう人は打てるような措置を考えていると。そうしないとワクチンが不

足するというので、今うちの方に連絡が入っていますので、来年度までには入って来るのではと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっている議案第21号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 14時14分

再会 14時25分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

ご報告いたします。

委員長に久保田正之議員、副委員長に岡崎邦博議員。以上でございます。

○議長 日高 直幸君

以上のように決定いたしました。

次に日程第20 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第24号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第23 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今年度の工事の予定と、加入率がどのようになっているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。

今年度の工事の予定箇所としては、推進工法で本町の交差点から立林方面に向けて、前のロダンの交差点までを1本と、もう一つは西区から役場に向けての工事を推進で考えています。

あと、開削工法としては、裏田団地の後、永春とか、歯医者とかが残っていますので、その部分と西区、東区の一部を開削工法ですることになっています。

普及率としては、22年度の3月31日現在で32.4%になっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

普及率が32.4%ということで、もう一つは受益者負担金です。これについて下水道工事をしないまでも受益者負担金は払わないといけないということで、状況がどのようになっ

ているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

受益者負担金につきましては、来年度は中山北区、東区、西区、い牟田区、裏田団地の一部で負担金を掛けるようにしてしまして、一応面積にしまして11万平方メートル、金額にして5500万円程度を見込んでいます。

今までの受益者負担金であります、19年度分の残りが400万円、20年度分で187万円、21年度分で31万6千円、22年度分で171万円を予定しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

予定というのは、その分が全部入れば全ての方が受益者負担金を支払ったということになるわけですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

全てといいますか、下水道が供用開始した部分について随時掛けていきますので、まだ整備の終わってないところは掛かっていません。来年度の予定は先程申し上げましたように、その部分が今年度追加になるということで、一応11万平方メートルの面積に負担金を掛けるようにしてあります。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第25号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第24 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第25 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第26 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第27 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第28 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第29 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○13番 宇田川 亮君**

これは議員の発議ですから提出者の議員の方にお尋ねするのですが、これは以前民生委員会があった時に、その委員の有志といいますか、そこで環境美化条例が提案され可決されて条例が制定されたわけですが、その時も今回一部改正にあるような罰則規定といいますか、そういう部分も出ていたと思います。私は委員会所属ではなかったので分かりません。その時に意見もあったのでしょうか、なかなか罰則規定を実際に運営するということについては、難しい部分があるのではないかという議論があったのではと思います。

今回罰則規定を設けようとする最大の理由、実行性も含めてどのように考えているのかを教えてください。

**○議長 日高 直幸君**

香原議員。

**○3番 香原 暹君**

確かに実行性があるかどうかという問題は、非常に難しいものでございます。鞍手町の環境美化に関する条例が出来た頃は、各市町村ではほとんど罰則規定がなかったのではないかとということが想像されますが、近年かなりの市町村で罰則規定を設けるような傾向が生じてまいりまして、私もインターネットで調べましたら、私の調べた範囲ですが、40数市町村で罰則規定が出来ています。

その内容を調べてみますと、法律でカバー出来ない部分、法律というのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、かなり重い刑罰が掛けられるようになっていきます。この法律では、例えばゴミのポイ捨てとか、たばこのポイ捨てといったことについては、殆ど対象になっていない。それと放置車両についても対象になっていないということがございまして、そういうところをカバーすることによって、まずは抑止効果、町内の住民はもとより、町内を旅行する人「旅行というのは立ち寄る人ですが」に対する抑止効果、特に近年よく言われるのは鞍手町民よりも、よそから来て捨てるというようなこともあるということでございます。それをまず鞍手町が罰則を設けたということを発信することで、かなり抑えることが出来るのではないかと。

また警察は町の職員がゴミを捨てた人を特定して訴え出ても殆ど警察が相手にしてくれ

ないと。ただ呼んで注意を促すだけというようなこともあります。町が独自に罰則を設けることで、それを強く求めることが出来るのではないかというような観点から、今回廃棄物処理及び清掃に関する法律を補完する意味で、鞍手町も罰則規定を設けてはどうかというふうに判断いたしました。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

抑止効果というのはあるかと思いますが、条例に規定すれば、これを適用しないわけにはいけないというふうになると思います。条例でしっかり50万円以下の罰金だとか、5万円以下の科料に処するというのを規定すれば、これは違反すれば条例を適用してやるということになって来ると思います。

例えばですが、50万円以下とありますが、これは50万円ではないのです。それが幾らになるのかとか、誰が何処で決めるのかとか。もう一つは今回車両等というものも付け加えられていますが、今自転車の盗難とか、駅に置いていたら盗られて田んぼに捨てられていたとかがあって、今自転車は安いので盗難届も出ない状況なのです。それが自分の自転車がそういう所に放置されていたという場合に、じゃ誰が悪いのか、盗られたという証明もない、本人に管理責任があって、放置していたというふうに判断されれば、盗られた本人が罰金を払わないといけなくなるということも考えられるのではないかと思います。その詳細なことをどうするかということまで考えないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

条例が通れば行政の方が条例に基づいてやって行かないといけないということで、今日は提出者にしか聞けませんから、行政に聞くわけにはいけません。その摺り合わせをしっかりとやって行かないと、条例が出来てその後という話にはなりにくいのかなという気がしますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

この罰則の適用は全て司法当局でやって頂くことになるわけで、町としてはそういう不法投棄をした人の通報をすれば、町としての役目は終わりだと思います。

車両等、特に多いのは自転車だと思います。自転車は本人が放置することは殆どない、先程質問者が言われたように、ちょっと借りてとかそこに有ったやつを使って、使用窃盗という言い方をしますが、盗ったものを乗り捨てるといったことが多いと思います。

それは持ち主の責任ではありません。そこに旅行者という言葉が生きて来るとは思いますが、それを持って来て放置した人間が罰せられるわけで、持ち主は全然罰せられることはありません。そういう意味で捨てた人間が分かれば、その人に対する罰則の適用ということでございます。

この条例改正案の提案にあたって、私は埼玉県の吉川市の方に議員3名と一緒に行きまし

たが、吉川市も同じような罰則規定を設けてやっていますが、3年間で半分に不法投棄を減らしたという実績を持っていました。それは不法投棄があったらいち早く通報すると同時にゴミの撤去を年間、業者に委託していて、業者を取ってもらうということです。

よくゴミがゴミを呼ぶということがいわれますが、綺麗にしていると新しくゴミを捨てる人は捨てにくいというような効果があるのだらうということで、そういう実績を上げているわけです。

加えて私は、これは教育上の問題があると思います。ゴミぐらい捨てても良いのではないかという安易な風潮が生まれて来て親から子に、子から孫へというふうに伝えられるというか、それが受け継がれて行く。親が子どもの前で平気でゴミを捨てるような行為も、この鞍手町が物を捨てたら罰せられるぞという思いがあれば、そこに大きな抑止効果が働いて、もし子どもが捨てたら、ゴミを捨てたらいけないではないかということ子どもに教える機会にもなるかなという意味で、鞍手町全体の美化に大いに貢献すると。

福岡県では罰則規定を設けているのは北野町だけなのです。他の都道府県はかなり多いのですが、北野町に続いて罰則を設けて、やはり宣言をするということの効果というのは非常に大きいものがあるのではと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

趣旨は分かっています。だから司法が判断するからそれでいいということではなく、執行部がしっかり理解してやらないといけない。そのこの摺り合わせはどうなっているのですかということ聞いています。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

執行部との摺り合わせはしていません。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

執行部との摺り合わせをやっていないということですが、この罰則が新たに付くわけですが、この罰則の懲役刑と罰金とありますが、これが本当にこの金額で妥当なのかどうかということを何らかの形で相談して決められたのかどうか。

それとも他の条例を見て適当ではないかと思って決められたのかをお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

私はインターネットで調べた資料を持っていますが、この改正案以上に厳しいところもあります。懲役というのは入ってなくて罰金のみというところもございます。

これは上限ですからその辺はある程度の厳しさが無いといけないのではというふうに思いまして、他の市町村の条例を一つ一つ検討して、この辺が妥当かなというふうに判断いたしました。

私の方で差を付けていますのは、空き缶とかたばこのポイ捨てよりも、放置車両の方が責任が重いのではないかと。その前提として盗むという行為も考えるならば、私はこちらの方が重いということで差を付けさせて頂きました。

科料については、これは自動販売機等の業者にいろいろ勧告、そして命令をしてその命令に従わない場合にということとございますので、これは犯罪性が薄いということで、刑罰でない行政上の処分として科料ということにいたしました。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

まず科料か罰金、懲役刑もありますが、これは関係機関にご相談か何かされて、その中で判断されるべきではないかなと私個人的に思っています。

直方署なりに出向いて、これで妥当なのかどうかということをお聞きされたのかどうかをお聞きします。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

直方署には相談していません。以前私は行政の方の担当の方が折角ゴミをあさって、手紙等から名前を割り出して、直方署に訴えたけれど殆ど相手にしてくれなかったというような無念さを聞いたので、私は直方署に行ってどうなっているのですかとお聞きしましたら、担当の係長曰く、この体制を見て下さい。職員6人いるのですが、みんな薬物で出払って、ゴミどころではないのですよと、気持ちは分かります、自分達もやりたいと思いますがというようなことで、なかなかそこまで手が回らないというようなことは言っていました。

今の法律の刑罰規定は6ヶ月の懲役または1千万の罰金というかなり重い刑罰規定があるのですが、それでもやれていないという状況はございます。

それは主に大型ゴミのような物の廃棄不法投棄を想定してのことなのですが、それでもやれないから単に放置車両とか、ゴミのポイ捨てぐらいで本当に警察が動いてくれるのかという心配はあります。しかしそれを積極的に、何度も出すことによって警察も動いてくれるのではないかと期待感がございます。いずれにしてもこれがどんどん郊外でゴミが散乱するということは、本当に見るに忍びないという気持ちから、時間が足りませんでした、まずは条例改正までをさせさせて頂いて、その後こういうふうになったからよろしくお願ひしますというようなお願ひは必要かと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

もう1点聞きそびれましたので、政務調査に行かれたとお聞きしましたが、その中で当地の行政が罰則規定等を設けて運用されたのかどうか。先程は3分の1ぐらい減ったという話でございましたが、その辺のところも少しお聞きかせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

罰則の適用事例があったのではないかというふうに期待をして行ったのですが、通報はするが、まだ罰則が適用された事例はないということでございました。それでも効果は3年間でゴミの不法投棄が半減するという手応えは十分感じているということでございましたので、その辺を十分やって行けばかなりの効果があるのではないかと感じます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている発議第1号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発議第1号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第30 議案第31号は平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号であります。本補正予算は、町立病院の医療器機整備に係る事業費の内、4千万円が国の補助対象となったことから、その充当財源として病院事業会計へ繰り出すこととしていた過疎債分2千万円を減額するものです。

この補正予算により、歳入歳出それぞれ2千万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億2357万3千円といたしました。

以上が補正予算第8号の概要であります。

日程第31 議案第32号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、町立病院の医療機器整備に係る事業が、国の補助対象となったことから、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億7261万3千円といたしました。

以上が補正予算第5号の概要であります。

日程第32 議案第33号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号であります。本補正予算は、予算第4条に定める資本的収入及び支出において、画像情報システムの導入に対し、国の補助対象となったことから、収入の調整を行ったものであります。

主な補正内容は、収入では他会計負担金追加2千万円、企業債減額2千万円といたしております。支出の補正はありません。以上が補正予算第4号の概要であります。

以上日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

日程第30 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の5頁をお開き下さい。

4款 衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。21款 町債について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第31 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第32 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から16日までの7日間を委員会審査のため休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会することとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時02分